# 独立役員届出書

## <u>1.基本情報</u>

会社名	ENEOSホールディングス株式会社 コード 5020								
提出日		2025/5/21	異動(予定)日		2025/6/26				
・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である工藤泰三氏が定時株主総会終結の時をもって任期満了により 提出理由 ・独立役員の属性・選任理由の説明に変更が生じたため。									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

### 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)								異動内容	本人の					
				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	_	該当なし	大利的合	同意
1	富田 哲郎	社外取締役	0										Δ					有
2	岡 俊子	社外取締役	0										Δ					有
3	川﨑 博子	社外取締役	0										Δ					有
4	真茅 久則	社外取締役	0										Δ				新任	有
5	栃木 真由美	社外取締役	0													0	訂正·変 更	有
6	菅野 博之	社外取締役	0													0		有
7	豊田明子	社外取締役	0										Δ					有

#### 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u>独立伎員の禹任・選任理田の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
<u> </u>	売上高の0.26%です。また、当社の主要な事業会社は、東日本旅客鉄道 株式会社およびその主な関係会社に対して、土地賃借料等を支払いまし	【監査等委員でない社外取締役】 富田哲郎氏は、長年にわたり東日本旅客鉄道株式会社の経営の任に当たり、輸送、生活、IT・Suicaサービスにかかるビジネスを展開し、日本を代表する上場企業グループの経営において、高い見識と豊富な経験・確固たる実績を有しています。このような見識・経験を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができると判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「4・補足説明」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
2	の連結売上高の0.65%です。	計・M&Aの専門家および会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。また、同氏は、当社の監査等委員である社外取締役として、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査・監督を行いました。このような経験・実績を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことがことができると判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「4.補足説明」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
		【監査等委員でない社外取締役】 川﨑博子氏は、長年にわたり株式会社NTTドコモにおいてコンシューマおよび法人向けマーケティング分野に携わり、DXを推進する一方、CSR部長、人事部ダイバーシティ推進室長も務めたことから、デジタルおよびESGに関する豊富な経験と高い見識を有しています。また、同氏は、当社の監査等委員である社外取締役として、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査・監督を行いました。このような経験・実績を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができると判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「4.補足説明」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
4	れらの支払金額の合計は、同社の親会社である富士フイルムホールディングス株式会社の連結売上高の0.00%です。	【監査等委員でない社外取締役】 真茅久則氏は、長年にわたり、富士フイルムグループにおいて経営企画部門や海外・デジタル事業に携わり、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社の経営の任にも当たりました。同氏は、日本を代表する企業グループの事業構造改革および新規事業開拓に関する高い見識と豊富な経験・確固たる実績を有しています。このような見識・経験を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができると判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「4. 補足説明」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

5	該当事項なし。	【監査等委員である社外取締役】
6	該当事項なし。	【監査等委員である社外取締役】 菅野博之氏は、大阪高等裁判所長官、最高裁判所判事等の要職を歴任し、その後は、弁護士として活躍し、長島・大野・常松法律事務所の顧問を務めるなど、司法に関して豊富な専門的知識と経験を有しています。このような知識・経験を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができると判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「4.補足説明」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
7	2024年度において、当社および当社の主要な事業会社は、豊田明子氏がシニアアドバイザーに就任しているPwCアドバイザリー合同会社に対して、コンサルティング費用を支払いましたが、これらの支払金額の合計は、同社の親会社であるPwC Japan合同会社の業務収益の0.08%です。	【監査等委員である社外取締役】 豊田明子氏は、長年にわたりM&Aアドバイザリー業務に従事し、数多くの国際的なプロジェクトを推進するなど、M&A戦略、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計および税務・法務に関する高い見識と豊富な経験を有しています。このような見識・経験を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができると判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「4.補足説明」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

#### 4. 補足説明

【当社の独立役員の独立性判断基準】

当社は、次の要件を満たす社外取締役を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- 1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと
- (1) 当社の主要な顧客(注1) またはその業務執行者
  - (注1)直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社および主要な事業会社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を 超える顧客とする。
- (2) 当社を主要な顧客とする事業者(注2) またはその業務執行者
  - (注2) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。
- (3) 当社の主要な借入先(注3) またはその業務執行者
  - (注3) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースでの借入額が当社連結資産合計の2%を超える借入先とする。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント(注4)

(当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、公認会計士またはコンサルタント)

- (注4) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。ただし、当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの報酬の合計額が当該団体の売上高または収入総額の2%を超える団体に所属する者とする。
- (5) 当社の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (6) 当社から多額の寄付を得ている者(注5)
  - (当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者)
  - (注5)直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先 とする。
- (7) 当社の大株主(注6) またはその業務執行者
  - (注6)当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。
- 2. 社外取締役の二親等以内の親族が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと(重要でない者を除く。)
- (1) 当社または当社子会社の業務執行者
- (2) 上記1. (1) ~ (7) に該当する者
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
  - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - | 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。